

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹⁴〕法人税その42

中古資産の耐用年数

Q：中古資産を取得した場合の耐用年数を教えてください。

A：1．中古資産を購入して事業の用に供した場合、その資産の耐用年数は法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額がその中古資産の再取得価額（注1）の50%に相当する金額を超える場合には、耐用年数の見積りをすることはできず、法定耐用年数を適用することになります。

（注1）再取得価額とは、その中古資産と同じ新品の資産を取得する場合の金額のこと。新品価額の50%を超える改良費をかけるということは、その中古資産は新品に近い状況であると考えられるため、新品と同様の法定耐用年数が適用される。

例えば、新品価格1,000,000円の機械を中古価格300,000円で購入し、自社用に600,000円かけて改良した場合は、新品時の耐用年数を適用することとなります。

2．また、使用可能期間の見積もりが困難であるとき（注2）は、次の簡便法により算定した年数によることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額がその中古資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合には、簡便法により使用可能期間を算出することはできません。

（注2）見積もりが困難な場合とは、その見積もりのために必要な書類が無いために、特別な調査が必要な場合や、それを見積もることによって多額の費用が発生する場合のことをいいます。

【簡便法による耐用年数の計算】

法定耐用年数の全部を経過した資産
その法定耐用年数の20%に相当する年数
..... $\boxed{\text{その資産の法定耐用年数} \times 20\%}$

法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数
..... $\boxed{(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%}$

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

（注）中古資産の耐用年数の算定は、その中古資産を事業の用に供した事業年度においてすることができるものですから、その事業年度において耐用年数の算定をしなかったときは、その後の事業年度において耐用年数の算定をすることはできません。

【計算例】

法定耐用年数が30年で、経過年数が35年の中古資産の簡便法による見積耐用年数

$$30年 \times 20\% = 6年$$

【計算例】

法定耐用年数が30年で、経過年数が16年の中古資産の簡便法による見積耐用年数

$$(30年 - 16年) + 16年 \times 20\% = 17.2年 \quad 17年$$

【参考】

耐令3、耐通1-5-1~4

（税制委員会：小林秀子、甕秀行、大池明グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号